

令和7年度 学校教育目標・経営の方針・経営の重点について

1 学校教育目標

人間としての尊厳 と 可能性への信頼 を原点として

- ・児童生徒一人ひとりの発達と障害に応じた教育を行う。
- ・健康で明るい生活をするために、調和のとれた心身の育成に努める。
- ・社会的・職業的に自立できる人間の育成をめざす。

2 経営の方針

- (1) 個別の教育支援計画および個別の指導計画の活用を進めるとともに、本人・保護者等との共通理解や医療・福祉・労働等関係機関との連携を図りながら、児童生徒個々の発達と障害に応じた適切な教育を一層進める。
- (2) 児童生徒が社会生活能力を身につけ、自立に向けた意識を高められるよう、教科の学習や自立活動、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動、道徳科の小中高一貫した教育課程の編成に努め、キャリア教育を推進する。
- (3) インクルーシブ教育システムの構築に向け、地域との交流や連携に参画し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に育つことのできる教育を推進するとともに、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を担う。
- (4) よりよい学校づくりに主体となって参画する。

3 経営の重点

ア 学校経営

- ・児童生徒や保護者、地域から信頼される安全安心な学校をめざし、教職員の指導力や専門性、組織対応力の向上ならびに社会と連携・協働した教育活動を充実させ、開かれた学校づくりに努める。

イ 教育課程・学習指導

- ・「個別の指導計画」の活用を進めるとともに、児童生徒の的確な実態把握に基づいた目標を設定し、適切な指導・支援、的確な評価を実施する。
- ・児童生徒個々の発達と障害に応じた適切な教育を行うとともに、小中高一貫性のある教育実践を進め、社会的・職業的自立に向けた指導の充実を図る。また、関係機関や一般企業との連携を深め、企業の知見を生かした授業改善に取り組む。
- ・障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために、心身の調和的発達の基盤を培う自立活動の充実を図る。
- ・学習者である児童生徒自身が主体となり、仲間との協力や共に成長すること、自ら課題を設定、解決していくことをめざし、「総合的な学習の時間」「総合的な探究の時間」等の取り組みを推進する。

ウ 生徒指導

- ・児童生徒の発達と障害に応じたきめ細やかな生徒指導や生活指導、通学指導に努めるとともに、児童生徒会活動の充実を図り、児童生徒の自主的自発的な活動意欲を育てる。
- ・児童生徒の生活状況の多様性や社会環境の変化に即した適切な指導を行う。

エ 進路指導

- ・児童生徒一人ひとりの発達と障害に応じた自立と社会参加をめざすとともに、児童生徒自身や保護者が卒業後の生活への見通しや目標を持ち、児童生徒自らが進路先を選択できるよう、個別の教育支援計画（移行支援計画）をもとにした進路指導を全教育活動の中で進める。

オ 保健・安全指導

- ・児童生徒の心身の健全な発達を図るため、保健、給食、食育および安全指導を全教育活動の中で、計画的・継続的に行う。

カ 人権教育

- ・児童生徒がお互いを尊重し、お互いを認めあえるよう、人権意識をもった指導に努める。
- ・児童生徒の発達や学年に応じた適切な人権教育を進めるとともに、人権についての自己の考え方や行動の振り返りを通して人権意識を高める。

キ 環境教育

- ・ 児童生徒一人ひとりの発達と障害に応じた各教科等の内容の充実を図りながら、地域の自然や地域社会に存在する資源・施設の活用を始めとした自然体験活動に触れることを通じて環境教育を実践する。

ク 事務・管理・施設・設備等教育環境の整備

- ・ 児童生徒一人ひとりの発達と障害に応じた合理的な配慮を行うことに努めるとともに、基礎的な環境整備の充実を図る。

ケ 交流及び共同学習

- ・ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、「交流及び共同学習」の活動を通して、共に学び、共に育ちあうことを基本に、互いに一人の人間として認め尊重しあうことの大切さを学ぶことや、豊かな人間性を育むことに努める。
- ・ 副次的な学籍の制度を通して、特別支援学校に在籍する児童生徒も「地域の子どもである」という理念を関係者間で共有できるよう努める。
- ・ 児童生徒の社会性を養い、豊かな人間性を育むことを目的に、場の設定や、指導・支援、説明・依頼を行うなど、児童生徒と地域の相互理解を促す役割を果たすことに努める。

コ 教職員の現職教育

- ・ 学習指導要領に準拠した教科指導や自立活動についての理解を深める。また、児童生徒個々の発達や障害に応じた適切な学習指導や支援を行えるよう授業を構想するとともに、日々授業改善に努める。
- ・ インクルーシブ教育システムの構築に向けて理解を深めるとともに、児童生徒個々の教育的ニーズに応じた合理的配慮が適切に行えるよう、指導力・専門性の向上を図る。
- ・ 教職員個々が有する専門性や外部専門家を有効に活用し、教職員の専門性の向上を図る。
- ・ 校内研修の充実と、校外の研修会への積極的な参加を推進する。

カ センターの機能の発揮

- ・ 地域の校園に在籍する幼児児童生徒や保護者、校園関係者に対し、特別支援教育にかかる相談や情報提供、障害のある幼児児童生徒への指導や支援、教員支援、関係機関等との連絡・調整、研修協力等を進めるとともに、教育実践の公開に努め、地域の特別支援教育のセンター的機能を担っていく。
- ・ 副次的な学籍の制度を通して、特別支援教育の専門性や指導・支援の方法を発信し、児童同士の相互理解が深められるよう努める。

シ 教職員のICT活用指導力の向上

- ・ 学校におけるICT活用の意義を理解し、全教育活動の中でICTを効果的に活用するとともに、教職員のICT活用指導力の向上を図る。

ス キャリア教育

- ・ 児童生徒の卒業後を見据えるとともに、キャリア形成を見据えた学部ごとの指導の重点の明確化により、小学段階からの系統的なキャリア教育の充実を図る。また、児童生徒の自己選択・自己決定する力の育成や自己肯定感を高められる指導に努める。

セ その他学校の取り組み

●学校運営協議会

- ・ 学校運営協議会により、学校運営に係る意見を集約するとともに、学校運営のあり方についての評価・検証を進める。

●情報管理

- ・ 個人情報の保護に配慮し、家庭・施設・病院との緊密な連絡提携システムの構築を図る。
- ・ 児童生徒の大切な情報を預かっているという意識、情報流出や漏洩が招く影響への意識を常に持ちながら、適切な情報管理に努める。

●安全管理

- ・ 児童生徒の安全が第一であることを認識し、定期的な安全点検による校内におけるリスクの把握や、危険個所の整備と周知、ならびに関係機関との連携による予防や対応に努める。
- ・ 危機管理意識の向上と事故報告の徹底に努め、ヒヤリハットの蓄積と活用による事故の未然防止を図る。
- ・ 非常時、緊急時の対応や地域の福祉避難所としての役割等について、様々な場面を想定し、必要に応じてマニュアルを見直すとともに、周知、対応策の改善を図る。

学校教育目標

ひと
人間としての尊厳と可能性への信頼を原点として

- ・児童生徒一人ひとりの発達と障害に応じた教育を行う。
- ・健康で明るい生活をするために、調和のとれた心身の育成に努める。
- ・社会的・職業的に自立できる人間の育成をめざす。

経営目標<めざす学校像>

- 個々の児童生徒の発達と生涯に応じた適切な教育を一層進める学校
- 小中高一貫した教育課程の編成に努め、キャリア教育を推進する学校
- 子ども・教職員・保護者・地域が一体となって創る学校
- 地域における特別支援教育のセンターとしての役割を担う学校
- 全教職員がよりよい学校づくりに主体となって参画する学校

<めざす教職員像>

- 対話と協調により、相互に信頼し、協力しあえる教職員
- 日ごろの指導場面の一つ一つを見つめ直し、問いかけを行う教職員
- 児童生徒の主体的・対話的で深い学びにつながる授業力発揮に努めている教職員
- 高い人権意識を持ち、一人ひとりの児童生徒の思いや願いを大切にして、丁寧に接している教職員
- 特別支援学校教職員の責務を自覚し、専門性を高めようと、常に研鑽に努めている教職員
- 保護者、地域、企業、関係機関との連携・協働に努めている教職員
- ワークライフバランスを意識し、健康管理に努めている教職員

令和7年度学校経営の重点

1 児童生徒一人ひとりの障害の状態等に応じた指導の一層の充実	2 保護者・地域と連携した社会に開かれた学校づくりの推進	3 安全・安心な学校づくりの推進	4 特別支援教育のセンター的機能を発揮した地域との連携の推進
・学びの主体である児童生徒の視点での授業構想の実施 ・「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身についたか」を明確にした授業の推進 ・子どもを深く理解しようという視点に立ち、発達と障害について一層の理解を進め、児童生徒の生活上・学習上の困難の背景を洞察する観察力の向上 ・ICT機器を効果的に活用した授業実践の推進 ・小学部段階からの系統的なキャリア教育の実施と進路指導の充実	・保護者、地域、施設、医療・福祉・労働・行政等関係機関との連携の推進 ・地域協働の取組の推進と、地域と連携した「地域とともにある学校」の実現	・教職員集団の迅速な情報の共有と課題解決が図れる組織的な学校運営の実現 ・人と人との心のつながりを重視し、お互いを理解、尊重し、ともに豊かに生きることをめざす教育の推進 ・健康で安全安心な学校生活を過ごすための健康・安全教育の推進	・地域の園、学校等からの要請に応じた支援の推進 ・副次的な学籍の理解啓発の推進と小学校とともに作り上げる交流授業の一層の実現

滋賀・体験の日

「滋賀・体験の日」とは

「滋賀・体験の日」とは、子どもが保護者等とともに「大阪・関西万博」または「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」の会場に行き見学・観戦することを企画し、実行することができる日です。

「滋賀・体験の日」は、自主的な校外学習として平日に取得する場合は出席停止・忌引き等と同じ扱いとし、欠席とはなりません。

「滋賀・体験の日」は、1日単位で年間最大3日まで取得することができます。

「滋賀・体験の日」届け出の流れ

1 計画を立てる

- ・「参加申請書」を活用し、保護者等と子どもが一緒に計画を立てる。

2 届け出る

- ・学校から示された方法で、学校に「参加申請書」を届ける。

3 滋賀・体験の日

- ・子どもと保護者等と一緒に、「大阪・関西万博」「国スポ」「障 スポ」に参加（見学・観戦）する。

4 振り返る

- ・楽しかったことや学んだことについて家庭で話し合ったり、次回の計画を考えたりする。

ご留意いただきたいこと

- 年に3日まで取得することができます。（同じ行事に複数回参加（見学・観戦）することもできます。）
- 保護者等と一緒に参加（見学・観戦）する必要があります。
- 「滋賀・体験の日」取得中の安全管理等については、保護者等の責任のもとでお願いします。
- 事前（原則1週間前まで）に学校へ届ける必要があります。
- 申請内容と異なる活動をした場合には、欠席扱いとなります。
- 「滋賀・体験の日」を取得することで、受けられない授業内容の補習はありません。
- 「滋賀・体験の日」を取得した日の給食費の返金はありません。
- 学校によっては、行事などの教育活動のため、「滋賀・体験の日」を取得することができない日を設けていますので、各学校のルールをご確認ください。

Q&A

Q. 滋賀県は、どうして「滋賀・体験の日」を作ったのですか。

A. 令和7年度には、「大阪・関西万博」および「わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ」が開催されます。「大阪・関西万博」は、世界の様々な文化や知見、技術に触れる貴重な機会であり、また本県で開催される「わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ」は、県民皆がより一層身近にスポーツを楽しむこと等につながることが期待されます。いずれの催しも、滋賀の子どもたちにとって得難い貴重な学びの場となると考えられることから、子どもたちがより参加（見学・観戦）しやすくなるように作られました。

Q. 「滋賀・体験の日」を2日間連続で取ることは可能ですか。

A. 「滋賀・体験の日」は、連続して取ることは可能です。

Q. 「滋賀・体験の日」を半日単位や1時間単位で取ることは可能ですか。

A. 「滋賀・体験の日」は1日単位での取得となりますので、半日単位や1時間単位で取ることはできません。



<お問い合わせ先/情報>

■ 制度全般に関すること
滋賀県教育委員会事務局
特別支援教育課 077-528-4643

■ 届け出等に関すること
各学校にお問い合わせください。

しが たいけん ひ さんかしんせいしよ
「滋賀・体験の日」参加申請書

1 申し込みしや
申請者

ほごしゃとうしめい じしよ
保護者等氏名（自署）

ぶ ねん くみ じどうせいとしめい
部 年 組 児童生徒氏名

2 さんかぎょうじ ないよう りかい さんか ぎょうじ
参加行事(リーフレットの内容を理解したうえで参加する行事に○をします)

- () おおさか かんさいばんぱく
「大阪・関西万博」
() こくみん たいかい こく
「国民スポーツ大会」(国スポ)
() ぜんこくしょうがいしや たいかい しょう
「全国障害者スポーツ大会」(障スポ)

3 さんか にちじ
参加日時

() がつ () にち () ようび (:) ～ (:)

4 がくしゅう けいかく
学習の計画

だれ い いんそつ ほごしゃとう か
●誰と行くか ※引率する保護者等がわかるように書いてください

●どのようにして行くか

●なに み
何が見たいか

●どんなことを楽しみ(たの)にしているか